

JRRC 使用料規程改正内容の概要（2025 年度）

JRRC とご契約いただいている複写・複製利用許諾契約については、2025 年度のご契約・ご利用分より以下のとおり変更となります。使用料につきましては、皆様からのご意見を踏まえ、当初想定単価より減額及び暫定措置の導入を行いました。詳しくは 2. 使用料の見直しをご参照ください。

1. サービスの拡充

以下の 4 点について、現在の**サービスを拡充**いたします。

(1) 同一目的での利用における複写、電磁的複製の上限数を拡大します。

- ・紙から紙への複写部数の上限：少部数 20 部 → **30 部**
- ・紙から PDF 等への電磁的複製物の共有人数の上限：小規模 30 人 → **40 人**

(2) 保存期間に制限のある電磁的複製物※の保存期間を延長します。

- ・1 箇月 → **2 箇月**

※利用条件に制限のある新聞（日刊紙）及び学術論文に適用されます。

雑誌や書籍等については、保存期間に制限はありません。

(3) グループ企業間での電磁的複製物の共有が可能となります。

- ・第 5 節（譲渡を目的としない複写及び電磁的複製）のグループ契約を締結しているご契約者様においては、これまでグループ契約に含まれる企業間であっても電子メール、イントラネット等による電磁的複製物の共有は許諾範囲外でしたが、今後は**共有を行っていただくことが可能**となります。
ただし、共有数は（1）に記載の数が上限です。

(4) 複数口契約の特例制度を創設します。

- ・「少部数」や「小規模」の範囲ではご契約者様の業務の円滑な実施に支障が出ると認められる場合、JRRC にご申請の上、**各節に定める使用料を 2 倍**お支払いいただくことで、**当該部数又は規模の 2 倍の範囲内で複製を行うことが可能**となります。

2. 使用料の見直し

(1) 第2節、第5節ご契約者様

第2節(譲渡を目的としない複写)、第5節(譲渡を目的としない複写及び電磁的複製)の使用料を、以下のとおり改正します。黄色のマーカーを付した箇所が2024年8月の説明会から変更となっております(第2節単価の減額及び第5節への暫定措置の導入)。

①包括許諾契約(簡易方式)

・<従業員方式>従業員1名当たりの単価

節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)	節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)
第2節	5%以上	120	130	第5節	5%以上	288	290
	通常	100	120		通常	240	265
	1%未満	80	105 ※1		1%未満	192	235 ※2

※1 第2節、研究費比率1%未満の単価は、2年間95円とします。

※2 第5節、研究費比率1%未満の単価は、2年間215円とします。

- ・<コピー機方式>コピー機1台当たりの単価 12,000円 → **15,620円**
- ・最低使用料：第2節3,000円/第5節7,200円 → いずれも **12,000円**

②包括許諾契約(実額方式)

- ・複写部数1部当たりの単価：4円 → **12円**
- ・電磁的複製の共有人数1名当たりの単価：10円 → **30円**
- ・最低使用料：第2節3,000円/第5節7,200円 → いずれも **12,000円**

(2) 第3節、第4節ご契約者様

第3節(複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡)、第4節(著作物のファクシミリ送信)の使用料を、以下のとおり改正します。

- ・複写部数1部当たりの単価：4円 → **12円**
- ・最低使用料：2,400円 → **12,000円**

3. 新使用料規程適用年月日

2025年4月1日(2025年度ご契約分より)

以上